○農林水産省告示第千五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二日

農林水産大臣　簗　和生

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市田瀬字矢平一四四五の七（次の図に示す部分に限る。）、一四八三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百九十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

八幡川支川一六

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県安芸郡府中町及び同町八幡四丁目の区域内の土地のうち、次の一点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°23′12.1190″	132°31′04.4947″
2	34°23′12.0140″	132°31′04.5256″
3	34°23′11.9212″	132°31′04.5924″
4	34°23′11.8911″	132°31′04.6546″
5	34°23′11.8812″	132°31′04.6689″
6	34°23′11.8128″	132°31′04.7733″
7	34°23′11.7735″	132°31′04.9145″
8	34°23′11.7531″	132°31′05.0614″
9	34°23′11.7524″	132°31′05.1969″
10	34°23′11.7666″	132°31′05.3202″
11	34°23′11.8943″	132°31′06.0016″
12	34°23′11.8201″	132°31′06.3040″
13	34°23′11.7039″	132°31′06.4916″
14	34°23′11.7670″	132°31′06.6153″
15	34°23′11.6421″	132°31′07.8580″
16	34°23′11.0393″	132°31′08.9332″
17	34°23′10.9792″	132°31′12.3962″
18	34°23′10.1286″	132°31′13.9436″
19	34°23′09.7188″	132°31′13.8501″
20	34°23′09.8483″	132°31′10.2533″
21	34°23′09.3831″	132°31′08.7547″
22	34°23′09.7499″	132°31′06.5366″
23	34°23′11.3931″	132°31′05.6390″
24	34°23′11.3722″	132°31′03.6365″
25	34°23′11.4666″	132°31′03.9347″
26	34°23′11.8339″	132°31′04.3988″

○国土交通省告示第千百九十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

車瀬谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

高知県安芸郡奈半利町の区域内の土地のうち、次の一点から三十一点までを順次結んだ線及び一点と三十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°26′10.5275″	134°01′50.0485″
2	33°26′10.8282″	134°01′50.1814″
3	33°26′10.6962″	134°01′50.8886″
4	33°26′10.7447″	134°01′50.9606″
5	33°26′10.8318″	134°01′50.7326″
6	33°26′11.2193″	134°01′50.4138″
7	33°26′11.2905″	134°01′49.9751″
8	33°26′12.0261″	134°01′50.0609″
9	33°26′11.9895″	134°01′50.2758″
10	33°26′11.7179″	134°01′50.9764″
11	33°26′11.3667″	134°01′50.9133″
12	33°26′11.1371″	134°01′51.0544″
13	33°26′11.1029″	134°01′51.4939″
14	33°26′11.2449″	134°01′51.7046″
15	33°26′11.5258″	134°01′55.0325″
16	33°26′12.2207″	134°01′57.0126″
17	33°26′12.0716″	134°01′58.8722″
18	33°26′12.6721″	134°02′00.3219″
19	33°26′14.0700″	134°02′02.8285″
20	33°26′12.4711″	134°02′09.6799″
21	33°26′12.3320″	134°02′10.7576″
22	33°26′10.1601″	134°02′05.1879″
23	33°26′07.7856″	134°02′02.2735″
24	33°26′08.2701″	134°01′58.9103″
25	33°26′09.0340″	134°01′57.5964″
26	33°26′09.2469″	134°01′56.1385″
27	33°26′08.8780″	134°01′55.0845″
28	33°26′08.9611″	134°01′52.6410″
29	33°26′09.5163″	134°01′50.7255″
30	33°26′10.2316″	134°01′50.4021″
31	33°26′10.1723″	134°01′50.1889″

○国土交通省告示第千百九十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宇都迫川

二　砂防法第二条の土地の表示

鹿児島県出水郡長島町川床の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を平成二十八年国土交通省告示第千三百六十八号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°08′15.9612″	130°10′01.2015″
2	32°08′18.8425″	130°10′01.0323″
3	32°08′20.0236″	130°10′00.1406″
4	32°08′22.4505″	130°09′55.9307″
5	32°08′26.9390″	130°10′00.2865″
6	32°08′29.3215″	130°10′05.2433″
7	32°08′28.6502″	130°10′07.9776″
8	32°08′26.4569″	130°10′10.5532″
9	32°08′25.4324″	130°10′09.1100″
10	32°08′22.7705″	130°10′08.4815″
11	32°08′19.1590″	130°10′03.6518″
12	32°08′15.7931″	130°10′04.8526″